

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されます

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出のあった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 合理的配慮の提供とは、事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者*による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 *個人事業主や社会福祉法人、ボランティア活動をするグループなども含みます。

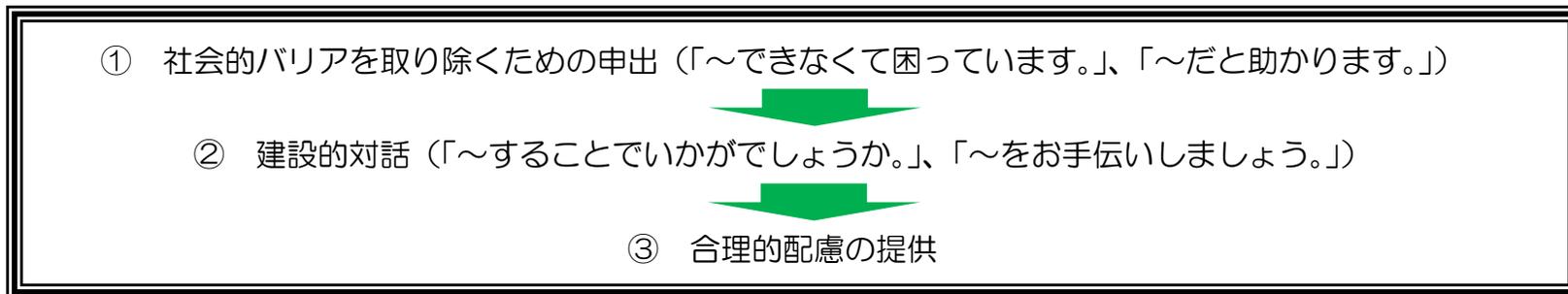
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務



令和6年4月1日から

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	法的義務

- 合理的配慮の提供は、基本的には以下の流れとなります。



- 内閣府の「障害者差別解消に関する事例データベース」では、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。（内閣府HP：<https://jireidb.shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp/>）

担 当：埼玉県福祉部障害者福祉推進課総務・計画・団体担当
電 話：048-830-3310
メー ル：a3310-01@pref.saitama.lg.jp